

さっぽろ障がい者プランの概要

障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

(1) 障がい者保健福祉計画

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

(2) 障がい福祉計画（第4期）

根拠法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

- ◆ 障がい者保健福祉計画 6年間
(平成24年4月から平成30年3月まで)
- ◆ 障がい福祉計画（第4期） 3年間
(平成27年4月から平成30年3月まで)

障がい者保健福祉計画

平成24年度 ⇒ 平成29年度

障がい福祉計画（第3期）

平成24年度 ⇒ 平成26年度

障がい福祉計画（第4期）

平成27年度 ⇒ 平成29年度

改定の趣旨

(1) 障がい者保健福祉計画の一部見直し

障がい者保健福祉計画の計画期間は平成30年3月までですが、計画策定後、障害者総合支援法の施行や障害者差別解消法の成立、災害対策基本法の改正など、障がい者施策の進展が図られています。

このような動向を踏まえ、新たな分野として「分野9 安全・安心」、「分野10 差別の解消・権利擁護」及び「分野11 行政サービス」における配慮を設けるなど、計画の一部見直しを行い、障がい者施策をより一層進めていきます。

(2) 障がい福祉計画（第4期）の策定

障がい福祉計画（第3期）の計画期間の終了に伴い、新たに策定するものです。

「地域生活支援拠点等の整備」など、新たな成果目標を設定するとともに、第3期計画ではサービスの見込量を定めていなかった児童福祉法に基づく障害児支援についても、新たに見込量を定めるなど、前計画からの見直しを行っています。

【参考】障害者基本法による障害者の定義について

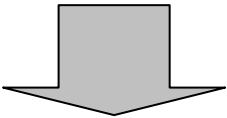
障害者基本法第2条では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

<障がい者保健福祉計画の部>

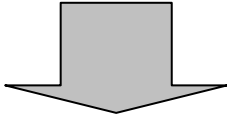
障がい者保健福祉計画の体系図

基本理念
 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し
 支え合う共生社会の実現



計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- 3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上



分野

1 理解促進	2 生活支援	3 保健・医療
4 生活環境	5 教育・発達支援	6 雇用・就労
7 情報・コミュニケーション	8 スポーツ・文化	9 安全・安心
10 差別の解消・権利擁護	11 行政サービスにおける配慮	

ぶんや りかいそくしん
分野 1 理解促進

きほんしさく
●基本施策

- きほんしさく けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん
基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- きほんしさく こうきょうさーびすじゅうじしゃ たい りかいそくしん
基本施策 2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- きほんしさく ぼらんていあかつどう しゃかいこうけんかつどう りかいそくしん
基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。
- 各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することにより、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組 (例)

- ◆ 出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報
ちいき でむ しみん じょうほうきょうゆう おこな しょう ふくし
地域に出向いて、市民のみなさんと情報共有を行い、障がい福祉について一緒に考えていきます。
- ◆ 障がい当事者の講師派遣
しょう どうじしゃ こうしはけん
しょう どうじしゃ こうし ようせい とうろく こうし かた がっこうとう はけん
障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校等に派遣して、講義等を行い、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

ぶんや せいかつしえん
分野2 生活支援

きほんしさく
●基本施策

- 基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
 基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
 基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 発達障がいのある人やその家族の方に対して、関係機関の連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。
- 難病患者の人に対して、難病等の特性（一日の中での病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実に努めます。
- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組（例）

◆相談支援事業の充実

相談支援事業所において、地域支援員を配置して、関係機関や地域福祉関係者との連携を図ったり、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援します。

◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供
 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供基盤の充実のほか、障がいのある人に対する交通費助成等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。

分野3 保健・医療

●基本施策

- 基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見
- 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策3 精神保健・医療の充実

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図ります。
- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実に図ります。
- 医療的ケアが必要な重度障がいのある人に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実に図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に図ります。

重点取組 (例)

◆乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対して健康診査を実施し、運動機能や精神発達の遅滞等を早期に発見し、障がいの進行を未然に防止するとともに、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

せいしんかきゅうきゅういりょうたいせい じゅうじつ
◆精神科救急医療体制の充実

せいしんかしょききゅうきゅういりょう とりくみ へいせい ねんど さっぽろし どうにゅう
精神科初期救急医療の取組として平成26年度から札幌市で導入した
ぜんこくはつ とりくみ あんしんか ー ど ぷきゅうけいはつ えんかつ せいしんか
全国初の取組となる「こころの安心カード」の普及啓発や、より円滑な精神科
きゅうきゅういりょうたいせい かた けんとう
救急医療体制のあり方などを検討します。

ぶん や せいかつかんきょう
分野4 生活環境

きほんしさく
●基本施策

きほんしさく ばりあふりー もと すいしん
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんしさく す かくほ
基本施策2 住まいの確保

- すべ しみん しき つう あんしん あんぜん く
全ての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、
ばりあふりー しんぼう さっぽろしふくし じょうれい もと けんちくぶつ
バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や
どうろ ばりあふりー か すす おお ひと あんぜん かいてき
道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適に
りょう ゆにばー さるでざいん すす
利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。
- しょう ひと ちいき あんしん く ぐるー
障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グルー
ぷホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、ちいき じゅう
たくかんけいじぎょうしゃとう たい しょう ひと りかい そくしん
宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組(例)

ばりあふりー きほんこうそう もと せいびすいしん
◆バリアフリー基本構想に基づく整備推進

すべ ひとびと あんしん く わ へだ な しゃいかつどう さんか
全ての人が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづ
くりをめざし、ばりあふりー か そくしん
くりに目指し、バリアフリー化をさらに促進します。

ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう
◆地下鉄・市電における安全対策等

ちかてつ えき ほーむ かどうしき ほーむ さく せっち ろめん でんしゃ ていりゅうじょう
地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵の設置や、路面電車停留場の
ばりあふりー か しんがたていしょうしゃりょうどうにゅう しょう ひととう あんしん
バリアフリー化・新型低床車両導入など、障がいのある人等が安心して
ちかてつ しでん りょう とりくみ すす
地下鉄・市電を利用できるよう取組を進めます。

ぶんや きょういく はったつしえん
分野5 教育・発達支援

きほんしさく
●基本施策

きほんしさく らいふすてーじ おう そうだんしえんたいせい じゅうじつ
基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

きほんしさく そうきりょういく じゅうじつ
基本施策2 早期療育の充実

きほんしさく がっこうきょういく じゅうじつ
基本施策3 学校教育の充実

きほんしさく そつぎょうご しえん
基本施策4 卒業後の支援

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できるように、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。
- ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組（例）

◆（仮称）子ども発達支援総合センターの開設等

いりょう ふくし りょうめん てきせつ しえん ていきょう もくてき かしょう こ
 医療・福祉の両面から、適切な支援を提供することを目的に、（仮称）子ども発達支援総合センターを開設し、札幌市全体の児童療育機能の向上を目指します。

ひとりひとり まな そだ きょういくてきしえん じゅうじつ
◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実

とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと ここ ちから さいだいげん
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に
はっき できるよう、「サポートファイルさっぽろ」(※1)や、「学びの
さほーたー」(※2)の活用により教育的支援の充実を図ります。

※1 サポートファイルさっぽろ

ほごしゃ こ せいちよう きろく かんけいしゃ こ こせい
保護者が子どもの成長を記録し、関係者がその子どもの個性や
とくちょう 特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのもの。

※2 学びのサポーター

とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと たい きょういん ほじょ
特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教員の補助と
がっこうせいかつ なか ひつよう しえん おこな ゆうしょうぼらんていあ
して、学校生活の中で必要となる支援を行う有償ボランティア。

ぶんや こよう しゅうろう
分野6 雇用・就労

きほんしさく
●基本施策

きほんしさく ここ に ーす たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ
基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

きほんしさく こよう ば かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
基本施策2 雇用の場の拡充(一般就労、福祉的就労)

きほんしさく ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう
基本施策3 福祉的就労における工賃向上

きほんしさく ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうすいしん
基本施策4 福祉施設から一般就労への移行推進

- くに しょう しゃこようすいしんぶしよ はろーわーくとう かんけいきかん
国の障がい者雇用推進部署(ハローワーク等)などの関係機関と
れんけい しょう ひと こようそくしん む そうだんしえんたいせい じゅうじつ
連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を
はか 図ります。
- くに しょう しゃこようしさく れんけい しょう ひと こよう ば かくほ
国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保
つと しゅうしょく しょくばていちゃく しえん じゅうじつ はか
に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- しょうがいしゃそうごうしえんほう しゅうろうしえん さーびす さっぽろしどくじ とりくみ
障害者総合支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組

により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

重点取組（例）

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部署において調達を推進します。

分野7 情報・コミュニケーション

● 基本施策

基本施策1 情報バリアフリー化の推進

基本施策2 情報提供の充実

基本施策3 意思疎通支援体制の充実

- 障がいのある人が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、拡大文字、漢字へのルビふり、情報通信やコミュニケーション支援ボードの活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

※情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

- 冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障が

いとくせい はいりよ じょうほうていきょう じゅうじつ はか
い特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

- しょう とくせい おう いしそつうしえんたいせい じゅうじつ つと
障がい特性に応じた意思疎通支援体制の充実に努めます。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組 (例)

てんじ おんせい じょうほうていきょう
◆点字・音声による情報提供

しかく しょう ひと こうほう てんじばん てんじ
視覚に障がいのある人のために、広報さっぽろの点字版「点字さっぽろ」、
ろくおんばん こえ はっこう
録音版「声のさっぽろ」を発行します。

いしそつうしえんじぎょう えんかつ ていきょう
◆意思疎通支援事業の円滑な提供

しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん しょうがいしゃそごうしえんほう もと いし
手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障害者総合支援法に基づく意思
そつうしえん てきせい えんかつ さーび すていきょう つと
疎通支援について、適正かつ円滑なサービス提供に努めます。

ぶんや すぽーつ ぶんか
分野8 スポーツ・文化

きほんしさく
●基本施策

きほんしさく すぽーつ ぶんかげいじゅつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん
基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

- しょう ひと すぽーつ ぶんかげいじゅつかつどう きがる さんか
○ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるよう、
しせつ ばりあふりーか かつどうきかい じゅうじつ つと
施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組 (例)

しょう しゃすぽーつたいかい かいさい
◆障がい者スポーツ大会の開催

しょう ひと すぽーつ つう たいりょく こうじょう じりつこうせい いよく
障がいのある人がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲
たか しやう ひと かん しみん りかいそくしん はか
を高めるとともに、障がいのある人に関する市民の理解促進を図ります。

ぶん や あんぜん あんしん
分野9 安全・安心

きほんしさく
●基本施策

- きほんしさく さいがい ゆき つよ すいしん
基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- きほんしさく さいがいじ しえん すいしん
基本施策2 災害時における支援の推進
- きほんしさく ちいき みまも かつどう すいしん
基本施策3 地域における見守り活動の推進
- きほんしさく しょうひしゃひがい ほうし
基本施策4 消費者被害の防止

- しみん せいめい ざいさん まも さいがい つよ だいさいがい
 ○ 市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- さいがいじ しょう ひと ひなんしえん かん しゅく
 ○ 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- さいがいはっせいじ ひなんばしょ しょう とくせい おう はい
 ○ 災害発生時や避難場所において、さまざまな障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。
- しょう ひと ちいき こりつ ふせ じゅうみんそしき
 ○ 障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。
- しょう ひと しょうひしゃひがい ほうし かんけいきかん れんけい
 ○ 障がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組（例）

さいがいじ ひなんしえん しゅく
◆災害時における避難支援の仕組みづくり

さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ せいび すず うんようほうほう
 災害時の避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、運用方法について早急に検討を進めます。

あわ さいがい はっせい ばあい しょうようひなんばしょ せいかつ こんなん かた
 併せて、災害が発生した場合には、収容避難場所での生活が困難な方を社会福祉施設等に移送するなどの支援体制の構築を推進します。

◆知的障がいのある人の見守り事業

障害福祉サービスを受けていない知的障がいのある人の現況を把握し、サービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施するとともに、市民の知的障がいに対する理解を深めます。

分野10 差別の解消・権利擁護

●基本施策

基本施策1 障がいを理由とする差別の解消

基本施策2 権利擁護等の推進

基本施策3 障がい者虐待防止の推進

- 国の基本方針に基づき、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた準備を進めるとともに、施行後の適切な運用に努めます。
○ 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
○ 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

重点取組(例)

◆障害者差別解消法の円滑な施行

職員対応要領や相談体制の整備等を進め、障がいのある人の差別の解消の推進と、合理的配慮の提供に取り組みます。

◆障がい者虐待防止対策等の推進

障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待予防や早期発見に努めるとともに、障がい者虐待相談窓口において虐待通報・相談の受付を行います。

ぶんや ぎょうせい さーびす はいりよ
分野11 行政サービスにおける配慮

きほんしさく
●基本施策

きほんしさく ぎょうせい さーびす はいりよ
基本施策1 行政サービスにおける配慮

きほんしさく じょうほうていきょう じゅうじつ さいけい
基本施策2 情報提供の充実（再掲）

- ぎょうせい さーびす ていきょうとう ぎょうせいきかん しょくいん しょう
行政サービスの提供等にあたっては、行政機関の職員に、障
がいのある人への理解を促進するとともに、合理的な配慮に努めます。

じゅうてんとりくみ れい
重点取組（例）

しょくいん たい しょう しゃりかい そくしん
◆職員に対する障がい者理解の促進

けんしゅうとう つう しょう ひと はいりよ てってい はか
研修等を通じ、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

さまさま しょう はいりよ じょうほうていきょう
◆様々な障がいに配慮した情報提供

とく しょう ふくし かん ほんふれっと わ ひょうげん
特に、障がい福祉に関するパンフレットなどは、分かりやすい表現に
こころ かんじ るび どう よ くふう つと
心がけ、漢字へのルビふり等、読みやすくする工夫に努めます。

しょう ふくしけいかく ぶ ＜障がい福祉計画の部＞

しょう ふくしけいかく きほんりねん 障がい福祉計画の基本理念

- (1) しょう しゃ じ こけつてい そんちよう い しけつてい しえん
障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) いちげんてき しょうがいふくしき サービス じつしどう
一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) にゆうしょどう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん しゅうろうしえんどう
入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等
かだい たいおう さ サービス きばん せいび
の課題に対応したサービス基盤の整備

しょうがいふくしき サービス どう きほんてき かんが かつ 障害福祉サービス等についての基本的な考え方

- (1) どこでも ひつよう ほうもんけいさ サービス ほしょう
どこでも必要な訪問系サービスを保障
- (2) きぼう しょう しゃ にちちゅうかつどうけいさ サービス ほしょう
希望する障がい者に日中活動系サービスを保障
- (3) ぐるーぷ ほーむ とう じゅうじつおよ ちいきせいかつしえんきよてんどう せいび
グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (4) ふくしせつ いっぱんしゅうろう いこうどう すいしん
福祉施設から一般就労への移行等を推進
- (5) かくしゆ に むず たいおう そうだんしえんたいせい こうちく
各種ニーズに対応する相談支援体制の構築
- (6) しょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじにゆうしよしえん じゅうじつ
障害児通所支援及び障害児入所支援の充実

へいせい ねんど せい かもくひよう 平成29年度の成果目標

しょうがいふくしき サービス かん もくひよう 障害福祉サービスに関する目標

こうもく 項目	もくひようち 目標値	びこう 備考
にゆうしょせつ にゆうしょしゃ 入所施設の入所者の ちいきせいかつ いこうしゃすう 地域生活への移行者数	260人 にん	へいせい ねん がつ 平成26年4月から
にゆうしょせつ にゆうしょしゃすう 入所施設の入所者数の げんしょうみこみすう 減少見込数	86人 にん	へいせい ねん がつ るいけい 平成30年3月までの累計

ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等の せいび 整備	1か所	へいせい ねんどまつ すく 平成29年度末までに少なくとも も1か所整備する。
ふくししせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労 への移行者数 いこうしゃすう	600人 にん	へいせい ねんど 平成29年度において福祉施設 を退所し、一般就労した方の数 たいしよ いっぱんしゅうろう かた かず
しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業の りようしゃすう 利用者数	1,180人 にん	へいせい ねんど げつあたり 平成29年度の1か月当たりの りようしゃすう 利用者数
にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ 入院中の精神障がい者 の地域移行支援の利用者数 ちいきいこうしえん りようしゃすう	60人 にん	へいせい ねんど ねんかんじつりようしゃすう 平成29年度の年間実利用者数 (札幌市独自に設定する目標) さっぽろしどくじ せってい もくひょう

しょう ひと たい りかいそくしん かん もくひょう
障がいのある人に対する理解促進に関する目標
さっぽろしどくじ せってい もくひょう
(札幌市独自に設定する目標)

こうもく 項目	すうちもくひょう 数値目標	びこう 備考
しょう ひと 障がいのある人にとっ てちいき く 地域で暮らしやすいま ちであると思う障がい のある人の割合 ひと わりあい	60%	
しょう ひと 障がいのある人にとっ てちいき く 地域で暮らしやすいま ちであると思う人の割合 おも ひと わりあい	50%	

さーびす みこみりょういちらん おも
サービス見込量一覧（主なもの）

ほうもんけい さーびす
＜訪問系サービス＞

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
居宅介護、 訪問介護、 障害者等包括 支援、行動援護、 同行援護	利用人数	4,976	5,206	5,443
	時間/月	171,293	184,115	196,037

おも にちゅうかつどうけい さーびす
＜主な日中活動系サービス＞

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
生活介護	利用人数	4,712	4,817	4,914
	人日/月	91,800	94,055	96,075
就労移行支援	利用人数	920	1,050	1,180
	人日/月	17,204	19,635	22,066
就労継続支援 (A型)	利用人数	2,175	2,817	3,563
	人日/月	43,405	56,158	71,207
就労継続支援 (B型)	利用人数	5,170	6,068	7,171
	人日/月	91,729	108,343	129,667

おも きょじゅうけい さーびす
<主な居住系サービス>

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	利用人数	2,649	2,895	3,172
施設入所支援	利用人数	2,115	2,094	2,073

しょうがいじつうしょしえん
<障害児通所支援>

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	利用人数	2,836	3,231	3,728
	人日/月	31,199	35,946	42,360
医療型 児童発達支援	利用人数	53	53	53
	人日/月	441	441	441
放課後等 デイサービス	利用人数	3,806	4,862	6,176
	人日/月	37,305	49,709	64,589
保育所等 訪問支援	利用人数	43	59	72
	人日/月	47	65	82

※利用人数：月間の利用人数（実人数）

※時間 / 月：月間のサービス提供時間数

※人日 / 月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用人数」
 で算出されるサービス量